

○農林水産省告示第二千五百五十四号

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第六条第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十四年九月五日

農林水産大臣 郡司 彰

構造改革特別区域法施行令第六条第一号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次に掲げる者のいずれかであること。

イ 管理栄養士

ロ 公認会計士

ハ 弁護士

ニ 税理士

ホ 社会保険労務士

へ 技術士（経営工学部門、情報工学部門又は総合技術監理部門に限る。）

ト 弁理士

チ 中小企業診断士

二 前号に掲げる者の業務に従事した期間が通算して二年以上あること。